

人権や環境対策はサプライチェーン全体で

◆仏司法当局、強制労働問題でユニクロなど大手4社を捜査

2021年7月1日、フランス司法当局は、中国の新疆ウイグル自治区でのウイグル人強制労働問題をめぐり、人道に対する罪の隠匿の疑いで、ユニクロのフランス法人、スペインのインディテックス（ザラなど展開）、仏アパレル大手SMCP、米靴大手スケッチャーズの捜査を開始したと明らかにした。これらの企業は新疆産の綿を使用していたとされる。ユニクロは、委託する縫製工場で新疆ウイグル自治区に立地するものはないとし、インディテックスも、自社で厳格なトレーサビリティ（生産履歴管理）を行っており、そうした事実はないと反論している。

最近特に大手企業では、自社内のみではなくサプライチェーン全体への人権や環境問題で、関与や監視が求められるような事例がでてきた。

◆ポルシェ、サプライヤーに再生可能エネルギーへの切り替えを要請

独フォルクスワーゲンの高級乗用車子会社ポルシェは7月1日、サプライヤー約1,300社に対し、今後は部品生産に再生可能エネルギーのみを使用することを求めると発表した。ポルシェは、原材料から製造、販売までのバリューチェーン全体で30年までにCO₂ニュートラルを目指している。この目標達成のためには、こうした要請は必要だとし、認定グリーンエネルギーへの切り替えを望まないサプライヤーは、長期的にはポルシェとの契約できなくなるとしている。

◆ドイツは「デジタルプロダクトパスポート」を開発、EV用電池から

最終消費者の目も厳しくなるなか、政府も製品の製造から廃棄まで、全体として把握できる仕組みを考え始めている。

6月16日、ドイツ連邦環境省は循環型経済に向けて「デジタルプロダクトパスポート」の開発を進めていることを発表した。同パスポートは、製品の部品、材料、化学物質に関するデータ、製品の修理の可能性やスペアパーツ、適切な廃棄に関する情報などをまとめて示すものだ。データは製品のライフサイクルのすべての段階（設計、製造、使用、廃棄）において使用が可能で、特に複雑な構成の

製品にとっては重要となる。環境関連データを標準化された比較可能な形式で示すことにより、サプライチェーンにおける全ての関係者が循環型経済に向けて協力することが可能だとしている。まずは、22年に採択予定の欧州電池規則に基づき、電気自動車のバッテリー向けに開発を進める。

◆「サプライチェーン法」がドイツで成立

ドイツ連邦参議院（上院）で6月25日、「サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンスに関する法律」（通称サプライチェーン法）が承認され、成立した。23年1月1日に施行される。

同法は、ドイツ国内に拠点を置く企業に対し、自社およびサプライヤーが人権尊重や環境保護に取り組んでいることの確認を義務付ける。リスク管理体制の確立と責任者の明確化、定期的なリスク分析の実施が求められる。具体的なリスクには是正措置が義務づけられる。違反企業には、罰金が科されたり、ドイツ政府の公共入札への参加資格が一時的に停止される可能性がある。

一定規模以上の企業が対象となり、まず23年に、従業員3,000人以上の企業約900社に適用され、24年からは従業員1,000人以上の企業約4,800社に拡大される。

一方で、人権に関しては、EU（欧州連合）レベルでも検討が進められており、21年秋ごろには欧州委員会が指令案を発表する予定だ。欧州委員会は20年2月、「サプライチェーンを通じたデューデリジェンス要求に関する調査」の最終報告書を公表している。

ドイツのサプライチェーン法は、EUの人権デューデリジェンスに関する指令が成立した場合には、指令に適合させる改正がなされる予定だ。

◆サプライチェーン法の制定は企業にはメリットとデメリット

こうしたサプライチェーンを巡る法律や仕組みの導入は、企業にとりコスト増というデメリットがある。一方で、サプライチェーンが各国に広がる現状では、たとえばEU域内の統ルールが導入されることで、国レベルで法律が異なる不便がなくなるというメリットもある。既に対応を進めているユニリーバなどの企業は、義務化を求めている。日本企業も前向きな対応が急がれる。 【赤山英子】